

## 戦没者等の遺族へ特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

**支給対象者**●戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金受給権者
- ②戦没者の子
- ③戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ④前記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族

**支給内容**●額面25万円、5年償還（年5万円）の記名国債

**請求期間**●令和2年4月1日～令和5年3月31日

**請求・問合せ先**●福祉課社会福祉係 内線（529）

## 今月の夜間窓口

**日時**●4月22日⑩ 17:00～19:00

**会場**●役場1階税務課窓口（8番窓口）

### 納期限は必ず守りましょう！

期限を守らず放置すると督促状が送付され、それ以降も納付されない場合は、税の公平性を保つため、法律に基づき滞納処分（差押）を行います。※予告はしません。

口座振替は納期限内に口座から引き去ることができますので、納め忘れがありません。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。またコンビニからも納付可能です。

**問合せ先**●税務課収納係 内線（538）

## 5月17日⑩は白糠町長選挙の投票日です

任期満了に伴う白糠町長選挙が5月17日⑩に行われます。白糠町長選挙立候補予定者説明会を次のとおり行いますので、立候補予定者および関係者（3人以内）は、必ず出席してください。

**日時**●4月14日⑩ 14:00～

**会場**●役場2階会議室

※投票所および投票時間などの詳しい内容は、広報5月号でお知らせします。

### ■町長選挙の公営

#### （町が選挙運動費用を負担する制度）

条例による選挙運動用ポスター掲示場の設置のほか、投票記載所の氏名等の掲示、個人演説会の公営施設使用が無料となっています。また、選挙運動用通常はがきが無料交付となっており2500枚まで使用することができますが、告示前に官製はがきを購入してしまうと自己負担となりますので注意してください。

詳しい内容は、立候補予定者説明会で説明します。

**問合せ先**●選挙管理委員会事務局 内線（330）

## ふるさと納税お礼の品を募集しています

本町では、物産振興および地域経済の活性化を図り、町と関わりを持ってくれる方、来町していただける方を増やすため、まちの魅力発信につながる返礼品を活用した「ふるさと納税」を実施しています。

さらなる魅力発信のため、町内の事業者を対象に返礼品となる商品またはサービスの募集を、年間通して随時行っています。「モノ」だけではなく、本町を体験できる「コト」の募集も行っていますので、応募してください。また、町民の皆さんは体験事業のアイデアをお寄せください。

※現在出品されている商品等は、改めて応募する必要はありません。

**問合せ先**●企画財政課ふるさと納税推進係 内線（351）

## 広告

### 令和2年

## 谷口体験農園利用者募集

<b>利用期間</b>	令和2年5月下旬から10月31日まで
<b>利用場所</b>	白糠町西3条北9丁目1番地6畑地
<b>利用区画</b>	1区画約50㎡（5m×10m） 2区画まで利用可
<b>利用料金</b>	1区画利用期間（年間） 5,000円＋消費税
<b>募集期間</b>	4月1日から4月20日まで

### ◆申込方法

往復はがきの往信面に①氏名②住所③電話番号（自宅または携帯）④個人または共同の区分⑤利用予定者数⑥利用希望区画数⑦その他希望事項を記載し、返信面に住所、氏名を記入の上、4月20日（消印有効）までに下記申込先へお送り下さい。※申込者多数の場合、園主が抽選を行います。また、利用の可否は5月上旬までに返信はがきでお知らせします。

### ◆申込・問合せ先（4月1日より9時～17時）

〒088-0325 白糠町西3条北9丁目1番地2  
谷口体験農園 谷口 善一 ☎2-3090